



島根県報

平成23年9月1日（木）

号外第158号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

平成23年度保安林内立木伐採面積の許容限度

（森 林 整 備 課） 2

【公 告】

平成23年度後期技能検定試験の実施

（雇 用 政 策 課） 3

告 示**島根県告示第598号**

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第4項の規定により、平成23年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、同令第4条の2第3項の規定により告示する。

平成23年 9 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 同一の単位とされる保安林 | | 皆伐の限度たる面積 (ha) |
|--------------|----------|----------------|
| 松江地区 | 水源かん養保安林 | 848.38 |
| 斐伊川 | 〃 | 1,592.49 |
| 神戸川 | 〃 | 1,812.86 |
| 大田地区 | 〃 | 110.94 |
| 邑智地区 | 〃 | 1,632.24 |
| 那賀地区 | 〃 | 1,137.87 |
| 美鹿地区 | 〃 | 3,287.19 |
| 隠岐 | 〃 | 268.58 |
| 浜山地区 | 防風保安林 | 2.20 |
| 湊原地区 | 〃 | 1.02 |
| 長浜地区 | 〃 | 2.84 |
| 湖陵町 | 〃 | 2.40 |
| 多伎町 | 〃 | 0.68 |
| 大田市 | 〃 | 0.58 |
| 仁摩町 | 〃 | 0.28 |
| 温泉津町 | 〃 | 0.02 |
| 江津東地区 | 〃 | 1.98 |
| 江津西地区 | 〃 | 0.88 |
| 浜田東地区 | 〃 | 5.32 |
| 益田東地区 | 〃 | 1.34 |
| 益田西地区 | 〃 | 3.08 |
| 江津東地区 | 飛砂防備保安林 | 1.38 |
| 大田市 | 干害防備保安林 | 0.86 |
| 津和野町 | 〃 | 0.36 |
| 松江市 | 魚つき保安林 | 8.36 |
| 出雲市 | 〃 | 10.92 |
| 大田市 | 〃 | 9.90 |
| 江津市 | 〃 | 0.44 |
| 浜田市 | 〃 | 7.92 |
| 益田市 | 〃 | 1.60 |
| 隠岐の島町 | 〃 | 2.86 |
| 海士町 | 〃 | 3.52 |

| | | |
|-----------|-----------|--------|
| 西ノ島町 | 〃 | 1.92 |
| 知夫村 | 〃 | 1.48 |
| 松江地区 | 土砂流出防備保安林 | 20.96 |
| 斐伊川 | 〃 | 22.10 |
| 神戸川 | 〃 | 35.26 |
| 大田地区 | 〃 | 4.00 |
| 邑智地区 | 〃 | 100.46 |
| 那賀地区 | 〃 | 74.53 |
| 美鹿地区 | 〃 | 106.04 |
| 隠岐 | 〃 | 20.06 |
| 松江・斐伊川・大田 | 保健保安林 | 139.46 |
| 邑智・那賀・美鹿 | 〃 | 45.24 |
| 隠岐 | 〃 | 27.24 |

公 告

平成23年度後期技能検定を次のとおり実施する。

平成23年 9 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 実施職種（作業名）及び実施等級

(1) 特級技能検定を実施する職種

金属熱処理
 機械加工
 金属プレス加工
 工場板金
 仕上げ
 機械検査
 ダイカスト
 機械保全
 電子機器組立て
 電気機器組立て
 空気圧装置組立て
 油圧装置調整
 建設機械整備
 婦人子供服製造

(2) 1級技能検定及び2級技能検定を実施する職種（作業名）

さく井（ロータリー式さく井工事作業）
 金属溶解（鋳鋼誘導炉溶解作業）
 工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）
 ロープ加工（ロープ加工作業）
 機械検査（機械検査作業）

- 機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業）
電気機器組立て（シーケンス制御作業）
空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）
油圧装置調整（油圧装置調整作業）
農業機械整備（農業機械整備作業）
冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）
婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング作業、婦人子供既製服縫製作業）
強化プラスチック成形（ビニルエステル樹脂積層防食作業）
石材施工（石材加工作業）
パン製造（パン製造作業）
菓子製造（洋菓子製造作業、和菓子製造作業）
酒造（清酒製造作業）
建築大工（大工工事作業）
かわらぶき（かわらぶき作業）
配管（建築配管作業）
型枠施工（型枠工事作業）
鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）
コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）
防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）
カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）
ガラス施工（ガラス工事作業）
機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）
電気製図（配電盤・制御盤製図作業）
金属材料試験（機械試験作業、組織試験作業）
塗装（鋼橋塗装作業）
義肢・装具製作（義肢製作作業、装具製作作業）
- (3) 3級技能検定を実施する職種（作業名）
機械検査（機械検査作業）
電気機器組立て（シーケンス制御作業）
建築大工（大工工事作業）
配管（建築配管作業）
- (4) 単一等級技能検定を実施する職種（作業名）
樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

2 受検資格

受検資格は、特級技能検定については職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第64条に規定する者とし、1級技能検定については規則第64条の2に規定する者とし、2級技能検定については規則第64条の3に規定する者とし、3級技能検定については規則第64条の4に規定する者とし、単一等級技能検定については規則第64条の6に規定する者とする。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、特級技能検定については規則第65条第1項の規定により、1級技能検定については同条第2項の規定により、2級技能検定については同条第3項の規定により、3級技能検定につ

いては同条第4項の規定により、単一等級技能検定については同条第7項の規定による。

4 試験実施期日

(1) 実技試験

平成23年12月5日（月）から平成24年2月19日（日）までの間で別途職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

(2) 学科試験

ア 特級

平成24年1月29日（日）

イ 1級及び2級

| 職 種 | 学 科 試 験 日 |
|--|---------------|
| 金属溶解、ローブ加工、機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工、金属材料試験 | 平成24年1月22日（日） |
| さく井、工場板金、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、酒造、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図 | 平成24年1月29日（日） |
| 機械保全、空気圧装置組立て、建築大工、かわらぶき、電気製図、塗装、義肢・装具製作 | 平成24年2月5日（日） |

ウ 3級

| 職 種 | 学 科 試 験 日 |
|-----------------|---------------|
| 機械検査、電気機器組立て、配管 | 平成24年1月22日（日） |
| 建築大工 | 平成24年2月5日（日） |

エ 単一等級

| 職 種 | 学 科 試 験 日 |
|-----------|--------------|
| 樹脂接着剤注入施工 | 平成24年2月5日（日） |

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成23年11月25日（金）に島根県職業能力開発協会において公表する。

なお、一部の職種については問題を公表しない場合もある。

7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、特級の技能検定にあつては規則別表第11の5の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、1級技能検定にあつては規則別表第12の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、2級技能検定にあつては規則別表第13の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、3級技能検定にあつては規則別表第13の2の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、単一等級技能検定にあつては規則別表第13の5の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

松江市西嫁島1丁目4番地5号 SPビル2階

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間

平成23年10月3日（月）から平成23年10月14日（金）までとする。ただし、郵送（書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。）の場合は、平成23年10月14日（金）の消印のあるものまでを受け付ける。

(4) 受検手数料

受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

ア 特級

| 職 種 | 実技試験の手数料の額 | 学科試験の手数料の額 |
|-----|------------|------------|
| 全職種 | 16,500円 | 3,100円 |

イ 1級、2級、3級及び単一等級

| 職 種 | 実技試験の手数料の額 | 学科試験の手数料の額 |
|----------------|------------|------------|
| 下記以外の職種 | 16,500円 | 3,100円 |
| 機械検査、婦人子供服製造 | 13,700円 | |
| 機械・プラント製図、電気製図 | 12,100円 | |

ただし、3級を受検する者のうち、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による公共職業能力開発施設で職業訓練を受講しているもの、同法による認定職業訓練のための施設で職業訓練を受講しているもの（就職しているものを除く。）又は学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、専門学校又は各種学校に在学するものその他知事が認めるものに係る受検手数料の額は、次のとおりとする。

| 職 種 | 実技試験の手数料の額 | 学科試験の手数料の額 |
|---------|------------|------------|
| 下記以外の職種 | 11,000円 | 3,100円 |
| 機械検査 | 9,100円 | |

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒（宛名を明記し、切手を貼ること。）を同封すること。

10 合格発表等

- (1) 合格者の受検番号は、平成24年3月13日（火）に島根県報で公告する。
- (2) 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、島根県職業能力開発協会が平成24年3月13日（火）に書面で通知する。
- (3) 特級技能検定、1級技能検定及び単一等級技能検定の合格者については厚生労働大臣名の、2級技能検定及び3級技能検定の合格者については島根県知事名の合格証書を交付する。また、特級技能検定の合格者には特級技能士章を、1級技能検定の合格者には1級技能士章を、2級技能検定の合格者には2級技能士章を、3級技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級技能検定の合格者には単一等級技能士章を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部雇用政策課（電話 0852-22-5299）又は島根県職業能力開発協会（電話 0852-23-1755）に問い合わせること。